

Q 離婚後 養育費の支払いが止まった

数年前に離婚し、現在は自分が親権者となって子供を育てています。相手は離婚する時に決めた養育費を毎月支払ってくれていたのですが、昨年からだんだんと金額が減り、先日、支払いがなくなってしまいました。養育費を支払ってもらう方法はあるのでしょうか。



裁判所の調停で決めたり、公正証書を作成していたりした場合、強制執行の手続きで養育費を取り立てる方法があります。強制執行を行うには、調停調書や公正証書などの債務名義と呼ばれる文書が必要です。離婚の際、お互いの口約束でしか養育費の取り決め

て支払いが再開することもあります。

養育費については、一度でも不払いがあると、将来分についても強制執行の申し立てをすることが認められています。

た。これにより、債務者の勤務先を調査する道が開けました。改正法では財産開示手続きにおける義務者の手続き違反に対する罰則も強化されています。

お子さんの生活に関わるお金が支払われなくなり、不安なことと思います。どうす

文書作成し強制執行可能

をしていないのであれば、まずは養育費の調停を検討してみたいかがでしょうか。

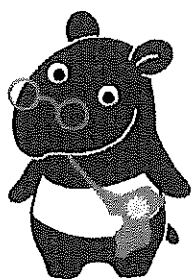
強制執行まで行うのは抵抗がある場合は、履行勧告という選択肢があります。調停で決めたのに、養育費の支払いが滞っている場合、「履行勧告をしてほしい」と裁判所に申し出ることができます。強制力はありますが、費用は

す。債務者の給与債権に強制執行をかければ、毎月の給与から養育費を取り立てることができます。ただ、離婚後だと債務者の勤務先がわからないという問題もあります。

昨年4月施行の改正民事執行法では、債務者の財産に関する情報を銀行や市町村、年金機構といった第三者から取得する手続きが新設されまし

ばいいのかお困りの際は一度、弁護士などの専門家に相談ください。

(回答〓松尾美紗弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーぺん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。